

随意契約の公表(令和2年度上半期)

対象: 予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	日立造船(株)	東京都品川区南大井6-2-6-3	ごみ焼却処理施設2号炉耐火物補修工事	ごみ焼却処理施設	清掃施設工事	燃焼設備、排ガス処理設備、通風設備	R2.9.25	R2.11.22	55,000,000	和光市とのごみ処理広域化の協議の開始に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が10年程度必要なことから、現施設の安定的稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者である日立造船(株)の技術・知見が必要となるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉
資源リサイクル課	クボタ環境サービス(株)	東京都中央区京橋2-1-3	粗大ごみ処理施設整備工事	粗大ごみ処理施設	清掃施設工事	受入エプロンコンベヤ、排出コンベヤ等の整備	R2.7.10	R3.3.25	40,000,000	整備対象の機器については破砕に関係する主要な機器であり、整備対象に特殊性を有する部品を使用する破砕機があることから、現在の破砕機製造会社クボタ環境サービス(株)を選定。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉
資源リサイクル課	日立造船(株)	東京都品川区南大井6-2-6-3	ごみ焼却処理施設1号炉整備工事	ごみ焼却処理施設	清掃施設工事	燃焼設備、排ガス処理設備、通風設備等	R2.6.22	R2.8.28	36,788,000	和光市とのごみ処理広域化の協議の開始に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が10年程度必要なことから、現施設の安定的稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者である日立造船(株)の技術・知見が必要となるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉
学校給食課溝沼学校給食センター	株式会社泉屋工務店	さいたま市南区鹿手袋3-4-10	朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事に伴う受水槽改修工事	栄町5-1-4-1 朝霞第八小学校	管工事	朝霞第八小学校の受水槽を自校給食施設整備に伴い更新する。	R2.6.30	R2.11.20	33,570,000	自校給食施設の整備に合わせ、受水槽を一部改修し使用する予定であったが、今後の使用耐用年数も踏まえ、全面的に更新することとした。給食施設等整備工事の付随的な工事であり、工程、安全管理に有利なことから同一施工業者と随意契約を行った。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用〉
学校給食課溝沼学校給食センター	株式会社泉屋工務店	さいたま市南区鹿手袋3-4-10	朝霞第八小学校自校給食施設等整備工事に伴う厨房設備機器設置工事	栄町5-1-4-1 朝霞第八小学校	機械器具設置工事	自校給食施設内に厨房設備機器を設置する工事	R2.5.8	R2.11.30	32,130,000	自校給食施設の整備に合わせ、主要な機器を機械設備工事として発注したが、各教室への給食の配膳方法など運営面の変更が生じ、併せて別途購入する備品と関連する機器についても変更が生じた。給食施設等整備工事の付随的な工事であり、工程、安全管理に有利なことから同一施工業者と随意契約を行った。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用〉

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	日立造船(株)	東京都品川区南大井6-26-3	ごみ焼却処理施設1号炉配管保温材等復旧工事	ごみ焼却処理施設	清掃施設工事	ごみ焼却処理施設1号炉の熱風発生炉以降の配管保温材等の復旧工事	R2.7.3	R2.9.30	30,000,000	令和2年6月29日に発生した1号炉熱風発生炉での燃料用灯油の漏洩において、漏洩箇所の補修や灯油が浸透した配管保温材等を交換する必要性が生じたため、施設の設計施工業者である日立造船(株)の技術・知見が必要となるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉
生涯学習・スポーツ課	(株)積田電業社	さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-18	朝霞市立総合体育館電気設備改修工事	朝霞市青葉台1-8-1(朝霞市立総合体育館)	総合電気設備工事	受変電設備改修、非常用発電機用切替盤設置	R2.5.1	R2.7.10	29,000,000	本工事は、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)に関連する付帯工事であるため、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)の1次下請けとして、電気設備改修に関して主要な役割を果たす業者であり、元請け業者よりも電気設備に関して現地を熟知しているため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用〉
生涯学習・スポーツ課	斎藤工業(株)朝霞営業所	朝霞市三原2-13-2-203	朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)に伴う内装等改修工事	朝霞市青葉台1-8-1(朝霞市立総合体育館)	建築一式工事	内装等改修、チラー用防音フェンス設置	R2.5.18	R2.7.31	16,000,000	本工事は、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)の関連する付帯工事であるため、工程の短縮や安全管理、また、別案件で発注するよりも安価な経費での契約が見込めるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用〉
福祉相談課	イチコー工業株式会社	埼玉県朝霞市溝沼2-10-25	総合福祉センター1階福祉作業所系統空調機入替工事	朝霞市大字浜崎51-1(総合福祉センター)	管工事	GHP空調室外機・室内機の入替	R2.6.12	R2.8.31	10,100,000	1階福祉作業所系統の空調機が冷媒ガス漏れにより故障し、早急に機器の入替をしなければ、施設利用者に影響が出る恐れがあるため、空調設備保守点検業者で、現場の機器及び設備に精通している業者を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用)
下水道課	荏原実業(株)関東支社	さいたま市浦和区岸町7-1-4	仲町中継ポンプ場No.6ポンプ修繕	朝霞市仲町2丁目10番50号(仲町中継ポンプ場)	機械器具設置工事業	仲町中継ポンプ場No.6ポンプの交換	R2.7.13	R3.3.12	7,650,000	今回修繕するNo.6ポンプは、既存設備と密接不可分な関係にあることから、仲町中継ポンプ場の24時間稼働に支障が生じないように、汚水ポンプの製造、修繕及び設置に実績があり、現地を熟知している荏原実業株式会社関東支社を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用)

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
まちづくり推進課	宮林建設株式会社	埼玉県朝霞市田島2-6-66	岡通線仮舗装工事	朝霞市根岸台6丁目地内	舗装工事	舗装工、敷砂利工、地先境界ブロック工	R2.8.7	R2.11.30	6,000,000	本工事は令和2年7月31日に入札を行ったが、参加者1名で不調になり、時間的余裕もないため、入札参加者である宮林建設(株)を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用)
教育総務課	アイザワ工業(有)	朝霞市溝沼六丁目8番22号	朝霞第六小学校ベランダ上裏補修工事	本町1丁目25番1号	防水工事	校舎ベランダ(1~4階)上裏のコンクリート浮きや爆裂部等の調査及び補修工事。	R2.7.21	R2.9.30	4,537,000	校舎1階ベランダ上裏からコンクリート片が落下し、至急対応が必要であったため、外壁補修ができ、すぐ対応できると回答があった3社で見積り合わせを実施し選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用)
生涯学習・スポーツ課	斎藤工業(株)朝霞営業所	朝霞市三原2-13-2-203	朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)に伴うラウンジ等改修工事	朝霞市青葉台1-8-1(朝霞市立総合体育館)	建築一式工事	排煙窓改修、飛散防止フィルム貼付、館内案内サイン設置	R2.7.21	R2.8.31	4,500,000	本工事は、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)の関連する付帯工事であるため、工程の短縮や安全管理、また、別案件で発注するよりも安価な経費での契約が見込めるため。<地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用>
生涯学習・スポーツ課	クボタ設備(株)	狭山市柏原1524-15	朝霞市立総合体育館排水管等改修工事	朝霞市青葉台1-8-1(朝霞市立総合体育館)	給排水設備工事	トイレ排水管改修、排水ポンプ設置、室外機撤去	R2.7.15	R2.8.21	4,460,000	本工事は、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)の完了間際に施工範囲外の排水管箇所の不具合が発覚し、改修工期内に施工しなければ、利用者に不利益が生じるため速やかな発注及び施工が求められたため、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)の1次下請け業者として、給排水設備工事に関して主要な役割を果たす業者であり、元請け業者よりも給排水設備に関して現地を熟知しているため。<地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用>
生涯学習・スポーツ課	斎藤工業(株)朝霞営業所	朝霞市三原2-13-2-203	朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)に伴う非構造部材等改修工事	朝霞市青葉台1-8-1(朝霞市立総合体育館)	建築一式工事	コンクリートブロック壁改修、トップライトガラス改修	R2.7.10	R2.8.21	4,455,000	本工事は、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)の関連する付帯工事であるため、工程の短縮や安全管理、また、別案件で発注するよりも安価な経費での契約が見込めるため。<地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用>

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
教育総務課	中央エレベーター(株)	東京都台東区上野三丁目4番9号	朝霞第一小学校エレベーター制御リニューアル工事	膝折町4丁目11番7号	機械器具設置工事	給食用エレベーター制御盤の改修工事。	R2.5.8	R2.9.30	3,720,000	第一小学校既設昇降機の保守点検業者における指摘で、安全の確保から昇降機の着床のずれの改修をする必要があった。また、開校日は給食を運搬するため頻りに昇降機を使用しており、長期休校日に工事を行う必要があったこと、既設昇降機の保守点検を依頼しており、現場の状況を熟知し、適切な工程計画の立案が見込めることから、保守点検業者の中央エレベーター工業(株)を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用)。
教育総務課	中央エレベーター(株)	東京都台東区上野三丁目4番9号	朝霞第六小学校エレベーター制御リニューアル工事	本町1丁目25番1号	機械器具設置工事	給食用エレベーター制御盤の改修工事。	R2.5.8	R2.9.30	3,678,000	第六小学校既設昇降機の保守点検業者における指摘で、安全の確保から昇降機の着床のずれの改修をする必要があった。また、開校日は給食を運搬するため頻りに昇降機を使用しており、長期休校日に工事を行う必要があったこと、既設昇降機の保守点検を依頼しており、現場の状況を熟知し、適切な工程計画の立案が見込めることから、保守点検業者の中央エレベーター工業(株)を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用)。
水道施設課	昱(株)北関東支店	さいたま市大宮区桜木町1-11-9	泉水浄水場ガスタービン修繕工事	泉水2丁目13番1号 (泉水浄水場)	水道施設工事	非常用ガスタービン修繕工事	R2.4.9	R2.7.10	3,500,000	本工事は、通常運転している設備機器であり、短期間で安全かつ適切に施工するため、関連機器及び設備に精通しているメーカー指定特約店である昱(株)の技術の必要があるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用〉
水道経営課	(株)創英企画埼玉支店	埼玉県朝霞市溝沼7-12-20	水道庁舎3階事務室2空調機更新工事	朝霞市泉水2丁目13番1号 (水道庁舎)	管工事業	水道庁舎3階事務室第2系統既設空調機の撤去及び新規空調機の設置	R2.8.18	R2.9.30	2,900,000	水道庁舎3階事務室の空調機が故障し、昼間の室内温度が高温となり事務に支障をきたすことから早期修繕を行うため、現場の関連機器等に精通している保守点検業者を選定した。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用〉
水道経営課	(株)創英企画埼玉支店	埼玉県朝霞市溝沼7-12-20	水道庁舎2階テレメータ室空調機更新工事	朝霞市泉水2丁目13番1号 (水道庁舎)	管工事業	水道庁舎2階テレメータ室既設空調機の撤去及び新規空調機の設置	R2.6.10	R2.8.31	2,830,000	水道庁舎テレメータ室の空調機が故障したが、ここには24時間冷却が必要な重要機器が設置されていることから早期修繕を行うため現場の関連機器等に精通している保守点検業者を選定した。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用〉

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
水道施設課	昱(株)北関東支店	さいたま市大宮区桜木町1-11-9	泉水浄水場No.5配水ポンプ修繕工事	泉水2丁目13番1号(泉水浄水場)	水道施設工事	配水ポンプ内の消耗部品交換、調整、清掃及び分解点検	R2.8.6	R3.1.22	2,780,000	本工事は、通常運転している設備機器であり、短期間で安全かつ適切に施工するため、関連機器及び設備に精通しているメーカー指定特約店である昱(株)の技術の必要があるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用〉
教育総務課	(株)ナチュラル	朝霞市泉水二丁目12番59号	朝霞第五小学校きこえとことばの教室外壁防水改修工事	泉水3丁目16番1号	防水工事	校舎西側の外壁改修及び4階きこえとことばの教室の内装改修工事。	R2.6.16	R2.9.30	2,695,000	外壁劣化により雨漏りが発生し、至急対応する必要が生じたため、外壁改修及び内装改修工事を夏休み期間内に施工可能な業者に連絡したところ、4社から回答があり、見積りを依頼し、決定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用)
学校給食課 浜崎学校給食センター	ホワイト浚渫工事有限会社	朝霞市根岸台6-10-33	曝気ブロー-№.1取替修繕	朝霞市浜崎4-13-63(浜崎学校給食センター)	機械器具設置工事	排水処理施設内の曝気ブロー-2台のうちの1台(NO1)が故障(水中設置のため原因不明)したため、曝気ブロー-の取替修繕	R2.5.15	R2.9.10	2,685,000	受注生産対応品で発注から納品まで3か月程度かかる見込みで給食実施期間でない夏休み期間中にしゅん工するには、緊急に契約を締結する必要があり、現場を熟知している保守点検業者を選定した。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用〉
資源リサイクル課	新明和工業(株)	東京都台東区東上野5-16-5	プラスチック類選別ライン改修工事	プラスチック類処理施設	清掃施設工事	プラスチック類圧縮梱包機の主押ライナ、主押シリンダの交換工事	R2.8.17	R2.12.28	2,400,000	プラスチック類処理施設の主要機器の整備であり、安定稼働を図るため、施工メーカーである新明和工業(株)を選定。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉

※予定価格(税込)250万円以上の工事が公表の対象です。